

3 防火・準防火地域

防火地域・準防火地域とは、市街地における火災の危険を防除するために定める地域です。防火地域内では、原則として全ての建築物を耐火建築物あるいは準耐火建築物とし、準防火地域内では、一定規模以上の建築物を準耐火建築物以上とすることにより、市街地を不燃化させ、火災の発生・延焼を防除します。防火地域は、市街地の中心部で特に土地利用度、建築密度が高く、火災危険度の高い地区を指定し、準防火地域は、商業地域、近隣商業地域で防火地域を指定した地域を除く全域を原則として指定することとなっています。徳山地域では、昭和25年10月14日付で指定し、新南陽地域では昭和48年12月25日に指定し、熊毛地域では昭和55年5月30日に指定しています。その後、区域拡大を行い防災建築物の促進による市街地の不燃化を図っています。

周南市（周南都市計画（徳山地域、新南陽地域）と周南東都市計画（熊毛地域）の数値を加算）平成29年4月1日現在

種類	防火地域	準防火地域
決定年月日		
周南都市計画区域（徳山地域、新南陽地域）	22.4ha	292.6ha
周南東都市計画区域（熊毛地域）	—	18.4ha
周南市（合計）	22.4ha	311.0ha

周南都市計画（合併後）

種類	防火地域	準防火地域
決定年月日		
平成19年10月23日 市告示第188号	22.4ha	289.3ha
平成23年4月1日 市告示第68号	22.4ha	292.6ha

周南都市計画（徳山地域）

種類	防火地域	準防火地域
決定年月日		
昭和25年10月14日 建告示 第1098号	—	127.90ha
昭和32年3月25日 建告示 第236号	—	119.63ha
昭和36年3月16日 建告示 第461号	2.87ha	191.71ha
昭和39年3月4日 建告示 第372号	4.19ha	190.38ha
昭和48年12月25日 市告示 第97号	22.40ha	227.70ha
昭和52年9月30日 市告示 第62号	22.40ha	232.50ha

周南都市計画（新南陽地域）

種類	防火地域	準防火地域
決定年月日		
昭和48年12月25日 市告示第38号	—	40.0ha
平成7年12月26日 市告示第37号	—	56.1ha

周南東都市計画（熊毛地域）

種類	防火地域	準防火地域
決定年月日		
昭和55年5月30日 町告示第47号	—	13.3ha
平成8年4月1日 町告示第29号	—	18.4ha
平成24年3月30日 市告示第50号	—	18.4ha